

教師に対する批判記事をめぐる憲法学的考察

渡辺 晓彦*

Funktion der Presse in der Demokratie und Persönlichkeitsrecht eines Lehrers

Akihiko WATANABE

はじめに

1. 教師の教育方法への批判記事をめぐる一事案
 - (1) 事実の概要
 - (2) 判旨
 - (3) 本件判決の意義
2. 教師に対する批判と「教師の教育の自由」
 - (1) 父母・市民による教師批判
 - (2) 校長による批判
 - (3) マス・メディアによる批判
 - (4) 「教師の教育の自由」
3. 教師に対する名誉毀損と「公正な論評」の法理
 - (1) 表現の自由と名誉権との調整
 - (2) 「公正な論評」の法理
 - (3) マス・メディア報道による教師への「萎縮」効果

おわりに

はじめに

今に始まったことではないが、学校現場、とりわけ教師に対する風当たりが強い。教師の教育方法や生徒指導のあり方に対する批判はもとより、それは学校外での教師の態度や言動に対する非難等にまで及ぶことも少なくない。

もとより、こうした批判がすべて的外れであるというつもりはない。たしかに「不適格」「指導力不足」教員は少なからず存在するようである。文部科学省の調べによると、年間の懲戒処分件数は1000件を超え、10年間でおよそ倍増している。また、「指導力不足教員」とあると認定された者の数は、平成16年度で566名であり、年々増加の一途をたどっている¹⁾。

このような現状を踏まえると、社会一般における公正な批判を通じて、教師を含め教育のあり方全体を見直していくことは、むしろ望ましいことである。しかし、批判もそれが度を過ぎれば、教師の人格権の侵害につながりかねない。

こうしたなか、下級審判決ながら、近年この問題に関する興味深い判断が下されている。教師の教

* 滋賀大学教育学部

育方法等に関する大手新聞社の社説記事によって、教師本人の社会的評価が低下し、名誉を傷つけられたとして、当該教師が損害賠償を請求したのである。社説記事には、実名は記載されておらず、当該教師の授業内容や授業の実態、生徒との接し方の問題などについて言及されていた。

本件は、ひろく世間一般の注目を集めたわけではない。しかし、近時の教師のあり方をめぐる問題を考えるうえで、いくつかの興味深い視点を提供してくれているように思われる。したがって本稿では、本件事案を紹介しながら、それについて幾ばくかの検討を加えることにしたい。特に、教師に対する批判をめぐる状況を整理し、判例の動向とあわせて、憲法学の観点（名誉権・人格権や表現の自由）からいくつかの問題点を指摘したい。冒頭で述べたごとく、教師に対する風当たりが強いとされる昨今、マス・メディアによる教師批判の功罪について、あらためて法的観点から検討しておくことはあながち無意味なことではなかろう。

1. 教師の教育方法への批判記事をめぐる一事案

ここでは、平成19（2007）年1月16日に東京高等裁判所で下された判決（以下、「本件判決」とする²⁾）について、事実の概要と判旨、そして判決の意義について確認しておくことにする。

（1）事実の概要

本件は、概ね以下のようないきさつである。原審および控訴審によれば、被告（被控訴人）産経新聞社（以下、Yとする）が発行する産経新聞の平成14年1月30日付朝刊において、「問題教師　すみやかに教壇から外せ」とする標題の社説が掲載されたところ、原告（控訴人）の公立中学校教師（以下、Xとする）が、その社説（以下、標題を含め記事全体を本件記事とする。）によって原告の社会的評価が低下し、名誉が毀損されたとして、不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である。

本件記事には、Xの実名こそ記載されていなかったものの、Yは以前からXの実名を記載してこれを中傷する内容の記事を掲載していたため、Xは、産経新聞の読者であれば、本件記事における「東京都足立区の女性中学教師」が自分のことであると容易に特定することができると主張した。

なお、本件で争われた社説の本文記事とは以下の部分である。

「『紙上討論』と称する社会科の授業で反日的な教育を行っていた東京都足立区の女性中学教師は、授業に疑問をもつ母親を中傷するプリントを配り、生徒が転校を余儀なくされたことから、教育委員会が動き、研修を命じられた。」（産経新聞社説）

（2）判旨

本件判決は、原審の判断を一部補正したものの、基本的に原判決を正当なものと支持している（控訴棄却、確定）。判旨は、以下の通りである。

① 記事の特定性

本件記事では実名は記載されておらず、Xについての記事であると特定できるか否かが問題となるが、それについては「ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであ」り、「産経新聞の購読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、…(略)…本件記事における『東京都足立区の女性中学教師』が控訴人を指すものであると認識することは可能である。」

② 控訴人（原告）の教育方法

「認定事実によれば、控訴人が紙上討論授業において選択する題材には、その当否はおくとしても、たとえば『日本軍の侵略』、『戦争責任』、『従軍慰安婦』等、日本の過去の歴史の中においてはいずれかといえば負の部分を強調したもののがかなり含まれていたことが認められる。」

「〔そして、右のような題材を扱う〕紙上討論における教育方法は、生徒たちが書くという作業を通して主体的に考え、自分なりの意見をまとめ、文章にして発表し、相互批判を通じて考え方を深めていくことをねらいとしたものであったと認められるものの、公立中学校の生徒を対象とするものであるにもかかわらず、一般的に、自らの考えと同じ意見についてはこれを賞賛する一方、自らの考えと異なる考え方に対してはこれをしんらつに批判するという姿勢を取っており、また、自らの考えが日本国憲法に忠実なものであり、自らの考えに沿わない考えは日本国憲法に反するものであるとするなど、一方的かつほとんど反論を許さない態様のものであったことが認められる。」

③ 記事の公共事項性

「本件記事は公共の利害に関する事実を摘示したものと認めるのが相当である。」

④ 記事の公益目的性

本件記事には、たしかに「組合活動の中心的存在である教師や日の丸・君が代に対して批判的な意見を有している教師の中で問題行動のある教師を殊更に取り上げて論じている面があることは否定できない」が、「公立の小中学校において、教育者としての適格性を疑わざるを得ないような様々な問題行動を起こす教師が存在し、しかも、これらの教師に対して適切な対処がされずに放置されているといった学校教育現場での現状を具体例を挙げて説明し、社会の注意を喚起することを主眼としているものと認められる。」

⑤ 名誉毀損責任について

「本件記事は、全体からすると、被控訴人が問題であると考える教師の例を挙げてそのような教師は教育に携わるべきではないとの意見論評を加えたものであり、控訴人に関する記述は、その一例として挙げられたものであると認められる。」

そして当該記事を、記事の標題（本件記事部分一）、反日的な教育を行っていたとする箇所（本件記事部分二）、プリントの配布に関する箇所（本件記事部分三）の三つにわけ、本件記事部分一については、「意見論評の基礎事実を踏まえるならば、これについて、意見論評の域を逸脱しているとまで解することは困難であるといわざるを得ない」とした。

また、「本件記事部分二は、……〔前記②のような〕自己の教育に対する批判を許さないものとして行っていたという意味合いで、『反日的な教育を行っていた』と論評したものと解される。」「もっとも、上記表現は、前記のような控訴人の教育方法に対する論評の言葉としては、被控訴人の意図を直ちに理解することは容易ではなく、その意味で、一般日刊新聞の社説の表現としてはいささか正確性と客觀性を欠く印象を与えるものではあるが、前記のような論評の基礎事実を踏まえるならば、これについて、論評の域を逸脱しているとまで解することは困難であるといわざるを得ない。」

さらに、「本件記事部分三については、その摘示事実は真実であると認められ、名誉毀損は成立しない。」

以上の通り、本件社説記事のいずれの部分も名誉毀損にあたると認められず、中学校教師による控訴は棄却された。

（3）本件判決の意義

本件は、近年注目を集めている学校教育、とりわけ教師のあり方にかかる事案である。具体的には、教師の教育方法を批判する新聞記事により、当該教師の名誉が毀損されたか否かが争点であった。教師への批判が名誉毀損であるとして争われた事案はこれまであまり例をみず、その意味でも興味深い判決であったと思われる。

平成 19（2007）年 6 月、いわゆる教育関連三法が成立し、教員免許の更新制が導入されるなど、教師を取り巻く環境は大きく様変わりしようとしている。その背景には、教師に対する社会的な不信の高まりがあるようと思われる。それとともに、新聞等においても教育現場の諸問題について、大き

く取り上げられるようになってきている。それは当然のことながら教師の日ごろの教育活動にも及ぶ。そうしたなか、表現の自由に基づく批判的言動と教師の名誉権との調整をいかに図るかが今後の課題であり、本件判決も、そうした要請に応える側面を併せもつものと思われる。

ところで、一般に名誉毀損をめぐる事案はまさしく枚挙にいとまがない。新聞記事による名誉毀損の事案に限ったとしても、「初めてまとまった〔名誉毀損の成否の〕要件を樹立した」³⁾ とされる、東京地裁昭和47（1972）年7月12日判決（日本女子プロレス事件）を嚆矢として、数え上げればきりがない。今後、本件のような教師への名誉毀損という類似事案も予想され、そうした問題に対する裁判所の判断枠組みを確認しておくことも無意味ではなかろう。

以下では、本件判決との関連で、教師に対する名誉毀損が争われた事案のうち、比較的新しい二つの先行事案を取り上げておきたい。

① 最高裁平成元（1989）年12月21日第一小法廷判決（以下、①判決とする。）⁴⁾

事件の発端は、長崎市内の小学校において、通知表の作成様式や評定記載方法について教職員と校長会とが対立したことに始まる。両者の対立は解消されず、結果的に児童に通知表が交付されないといった混乱が生じたため、教育関係者はもとより一般市民の間でも大きな関心事となっていた。

そんななか、かねてより教育問題等について発言を行っていた被告（控訴人・上告人）は、今回の対立が県教職員組合の指示に基づいた組合所属教師による学校当局に対する抗争であるとの認識に立ち、その問題性を「長崎県教育正常化父母の会」名義でビラ5000枚を作成し、それらを繁華街などで配布した。ビラには、「教師としての能力自体を疑われるような『愚かな抵抗』」「権力亡者」「お粗末教育」などの表現が用いられ、また「通知表問題でわかった有害無能な教職員の一覧表」には、原告（被控訴人・被上告人）ら50名の各勤務先学校名・担任クラス・氏名・年齢・住所・電話番号が記載されていた。そのため、原告教師らは、匿名電話による非難攻撃や宣伝カーで名前を連呼されるなどの嫌がらせを受けた。そこで原告が、被告のビラ配布行為によって名誉を毀損されたとして訴えた事案が本件である。一般に、長崎教師批判ビラ事件とよばれる。

一審・控訴審とともに、本件ビラは「組合教師に対する反感ないし敵意の表出というべきものであって、到底主として公益を図る目的の下になされた公正な論評ないし真摯な意見の陳述ということはできない」として教師らの請求を認容したが、最高裁は表現の自由を尊重して、教師に対する名誉毀損の成立を認めなかった。

② 東京地裁平成3（1991）年2月5日判決（以下、②判決とする。）⁵⁾

本件は、東京都足立区立小学校で学級担任をしていた原告が、校長ならびに足立区、東京都、そして生徒の父母らを相手取って、名誉毀損や学級担任から外す処分の違法性を主張して争った事案である。

保護者懇談会や父母特別参観の席上等での被告らの発言が、名誉毀損にあたるか否かにつき、裁判所はすべて原告の訴えを退けている。

こうした先行判決をうけて、本件判決も、名誉毀損の成否についてわが国なりの「公正な論評」の法理を採用し、特にマス・メディアの表現の自由に配慮して、教師の訴えを退けたものであり、結論は妥当であると考える。しかし、教師としての地位の特殊性を考慮すれば、後述するように若干の疑問も残る。以下、教師批判の類型および名誉毀損の法的検討について順に検討していくこととする。

2. 教師に対する批判と「教師の教育の自由」

教師に対する批判は様々な場面でかつ様々な方法によって行われている。教師の態度・人間性に対する批判もあるうし、本件事案のように授業方法に対する批判など、多種多様なものがあろう。なかには、単なる理不尽な非難・批判もあると考えられる。

教師批判を行う主体に着目すれば、おおよそ次の三つに分類されよう。すなわち、(1) 児童・生徒の保護者を中心とした市民による批判、(2) 校長や教育委員会による批判、(3) 新聞等マス・メディアによる批判である。以下では、それぞれの類型に対して、これまで裁判所がいかなる判断を示してきたかを確認し、その上であらためて「教師の自由」について検討を加えてみたい。なお、本稿で用いる「批判」という言葉は、必ずしも否定的内容に限られるわけでないことに留意されたい。

ところで、これは反対に、教師の側が生徒や保護者の名誉等を毀損する場合も考えられるが⁶⁾、ここでは立ち入らない。若干付言しておくと、この場合、児童・生徒が人格形成の途上にあることからして、精神的な面も含めた特段の配慮、より手厚い救済措置が必要とされよう。こうした言動が、さらにいじめ等を誘発することはすでに多くの実例が語るところでもある。いずれにせよ、本稿では教師への批判を中心に扱うこととし、この問題に関する考察は他日を期したい。

(1) 父母・市民による教師批判

論者によって、その意味するところに違いはみられるものの、総じて「親の教育の自由」を憲法上の権利とみなす見解が有力である⁷⁾。この見解によると、学校教育の様々な場面で、親は「拒否権、選択権、参加権を有している」⁸⁾。

その点で、前掲②判決が述べるように、「小学校教育は、学校と父母とが両輪となって協力し合うことによって成り立つものであるから、父母らが学校の教育内容に関心を抱き、学級担任又は学校に対し、その教育方針、教育内容等について要望を出し、あるいはその教育方法や教育内容等を批判したり、これについて注文を付けたりすることは、当然許される」とするのは至当である。教育法学の立場からも、父母による教師批判が名誉毀損にあたるのは「特殊・例外」⁹⁾だと解されている。

公教育の問題は市民の最大の関心事のひとつといってよく、市民相互の公正な批判を通じて、るべき教育の姿を模索することは民主主義社会の基本であろう。前掲①判決でも、その点を考慮して、「〔ビラは〕教育関係者のみならず一般市民の間でも大きな関心事になっていた小学校における通知表の交付をめぐる混乱という公共の利害に関する事項についての批判、論評を主題とする意見表明である」と認めたのである。

ただし、教師が批判にさらされるのはある程度までやむを得ないとしても、前掲②判決で裁判所があえて付言したように、学校現場では実際のところ「一部の父母のわがままで節度のない言動」が見られることもまた事実である。いわゆる「モンスター・ペアレント」の問題である。後でも言及するが、保護者による理不尽な要求のなかで、一方的に教師に受忍義務を課すことがはたして妥当であるのかどうか。前掲②判決の立場は基本的に支持できるとしても、判旨のいう「いたずらに担任教師に中傷を加えるもの」(この場合には、名誉毀損が成立する)とは、どの程度の言動を指すのか、その解明こそが急務であると思われる。

(2) 校長による批判

校長について定めるところによれば、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」(学校教育法第28条3項) ものとされる。当該規定の意味するところは、学校の仕事全体を校長が掌握・処理すること、ならびに監視、許可、承認、職務命令等を通じて所属職員を監督することである¹⁰⁾。したがって、例えば校長が教職員を指導監督するために教室を見まわったとしても、「教諭としての教授権又は地位を侵害し、その名誉信用を傷つける程度のものとは認められない」(東京高裁昭和36(1961)年8月7日判決)。とりわけ児童・生徒は、いまだ自己を確立する段階にあり、周囲からの影響を受けやすく、そのうえ教員の教育内容の是非を判断する能力に乏しいことに鑑みれば、それを補完するべく校長に課せられた責任は重いといわざるをえない。

この点からすると、校長の権限に基づく教師への言動を「批判」とよぶのは、誤解をまねきかねない。むしろ監督・指導行為の一つであるといってもよいが、ここでは類型化の便宜上、上記表現を用

いることとする。

校長による批判についても、前掲②判決が一定の考え方を示している。当該教師は、校長が「そんなにひどい先生なら担任を外し、代わりに教頭を六年二組の担任にしましょう」と保護者懇談会の席上で述べたことが、名誉毀損にあたると主張していたわけであるが、これに対して、裁判所は次のように述べて教師の訴えを退けた。一連の認定事実を踏まえると、「〔原告（教師）と一部の父母との間の〕不協和状態を調整することは困難であり、今後の混乱を避け、学級における教育の円滑な実施を図るために、場合によっては原告を担任から解任するのもやむを得ないと判断し、校長としての対処方針を明らかにするよう求める父母の要求に応じ、右のような発言をしたものである」とし、最終的に解任処分を行ったことは「自由裁量の範囲を著しく逸脱し濫用にわたるものであるとまでは認められない」としたのである¹¹⁾。

（3）マス・メディアによる批判

マス・メディアという団体（法人）が、自然人と同様、団体それ自身として表現の自由を享有しうるか否かについては、近年、憲法学でも議論のあるところである。否定的見解も有力である¹²⁾。

しかしながら、いずれの立場にせよ、マス・メディアの働きの社会公共的な性格は、議論の前提として承認されるであろう。教育問題は国民の重要な関心事であり、自律した個々人がそれを議論するためには適切な情報が必要であること、そしてその情報の多くはマス・メディアを介して伝えられることに異論はなかろう。だとすれば、少なくともその限りにおいて、マス・メディアの表現の自由は最大限尊重されるべきである。

もっとも、マス・メディアによって名誉毀損や虚偽の報道がなされた場合には、政治家等の公人（public figures）は別として、ふつう報道された側（被害者）が十分な反論を行うのは困難である。政治家等の場合には、しかるべき手段によって、そのような報道には自ら言論でもって対抗するという考え方（いわゆる「対抗言論」の法理）が基本的に妥当しよう。しかし、それ以外の者——本件事案でいえば、教師（教育公務員）——にまで対抗言論を求めるのは酷というべきではないか。したがって、マス・メディアの表現の自由といえども一定の制約を受ける。

ただし、こうした被害者保護の観点を強調しすぎることによって、マス・メディアの表現の自由が制約されかねない現状に対しては、危惧の念を抱く者も少なくない。両者の適切なバランスこそが重要であり、その点に関しては次章で詳述される。

（4）「教師の教育の自由」

いずれの主体においても、教師への「批判」は肯定される。それに対して、教師の側からは、「教師の教育の自由」に基づく反論が予想されるであろう。

「教師の教育の自由」については、これまで、権利というよりは権限ではないかとの指摘もみられたところであるが、現在では「基本的には職務権限であるが、人権としての側面を含んでいる」と解し、学校教育の場面・場面で、その特質に応じて教師の「権利」「権限」の範囲を画定していくとする折衷説が有力となっている¹³⁾。最高裁判所も、有名な旭川学力テスト事件において、「〔教師の〕一定の範囲における教授の自由」を認めている¹⁴⁾。したがって、教師には授業の具体的な内容や方法に関する程度の裁量が認められなければならず、その範囲で「批判」から免れよう。

いまさら繰り返すまでもなく、学校教育において教師の自由な創意工夫が何よりも肝要であり、それなしに教育は語りえないであろう。

もちろん、児童・生徒に対する教師の影響力を考慮すれば、それは無制約であってよいはずはない。「教室という閉鎖的空间において、未成熟な子どもを相手に一人の教員が展開する授業実践は、一定の考え方を一方的に教え込む場に墮す可能性を常に有している」¹⁵⁾ことを、教師は肝に命じなければならないであろう。

3. 教師に対する名誉毀損と「公正な論評」の法理

(1) 表現の自由と名誉権との調整

人の名誉は、プライバシーなどとならんで、個人の人格的生存に不可欠なものであり、古くから法的に保護される対象と解されてきた。このような名誉とは、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」だといえる（北方ジャーナル事件最高裁昭和 61（1986）年 6 月 11 日判決）。

現在、刑法上は名誉毀損罪（刑法第 230 条）により、また民法上は不法行為として民事責任を負うことによって（民法 709 条、710 条、723 条）、名誉に対する法律上の保護が確立されている。また、憲法学上は名誉権を人格権の一態様として保護に値するものとらえ、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を定める日本国憲法第 13 条にその根拠を求めている¹⁶⁾。

名誉が毀損されるのは、ふつう表現活動を通してである。したがって、名誉権をあまりに強調しすぎることで、表現の自由の重要性が軽んじられてはならない。なぜなら、歴史的に、名誉毀損法（名誉を保護しようとする法令）は、政府等、時の権力を批判する言論を規制する役目を担ってきたからである¹⁷⁾。したがって、名誉毀損的表現であっても憲法が保障する表現の自由に含まれると解し、そのなかで「最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくという立場」が基本的に妥当であり、通説的な見解でもある¹⁸⁾。

刑法第 230 条 1 項が「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず」刑罰に処するとしながら、続けて第 230 条の 2 第 1 項で、それが「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、事実であることの証明があったときは、これを罰しない」としているのは、表現の自由と名誉権との調整による帰結である¹⁹⁾。民法上も、その規定の趣旨に倣い、私人による名誉毀損行為が一律に不法行為となるわけではなく、事実の摘示が ① 公共の利害に関する事実に係り（公共事項性）、② 公益を図る目的である場合（公益目的性）、③ 摘示された事実が真実であることが証明された場合（真実性）、または真実であると信ずるのに相当の理由があると認められた場合（相当性）には、不法行為にはならないとされている²⁰⁾（最高裁昭和 41（1966）年 6 月 23 日判決）。

本件判決では、裁判所が表現の自由論を真正面から展開することはなかったが、記事の目的公益性との関連において、表現の自由の重要性を考慮し、名誉毀損が成立する場合を限定的に解したものと評することができる。

(2) 「公正な論評」の法理

名誉毀損が争われるのは、本件判決でもそうであったように、多くの場合、マス・メディアによる報道のあり方をめぐってである。報道には、事実を伝えるのみならず、それに対する意見や論評が付加されるのが一般的である。これら意見・論評であっても、名誉毀損が成立することには争いがないが、あまりに広くそれを認めることになれば、公共の関心事につき自由に意見を述べ、批判的論評を加えることが困難にならざるをえず、それは結果的に国民の知る権利を制約することにつながるであろう。

それゆえ、事実を摘示する場合とは異なり、意見・論評に関しては「名誉毀損責任を免責させる別個の調整法理²¹⁾」の探求が必要となる。その点について、現在、多くの支持を集めている考え方方が、アメリカなどで用いられてきた「公正な論評（fair comment）」の法理である。

英米法上の「公正な論評」の法理とは、「公共の利害に関する事項または一般公衆の関心事であるような事項（政治問題、社会問題、学術的労作、文学その他の芸術作品活動、運動競技など）については、なんびとといえども論評の自由を有し、それが公的活動とは無関係な私生活曝露や人身攻撃に

わたらず、かつ論評が公正であるかぎりは、いかにその用語や表現が激越・辛辣であろうとも、またその結果として、被論評者が社会から受ける評価が低下することがあっても、論評者は名誉毀損の責任を問われることはないとする法理」をいう²²⁾。

わが国では、先にも触れた東京地裁昭和47（1972）年判決（日本女子プロレス事件）が、初めて明確にこの法理を採用して以来²³⁾、下級審で類似の判断がみられるが、最高裁は前掲①判決において、それとは若干異なる判断基準を示している²⁴⁾。すなわち、「その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである」とする。それによれば、免責要件として、意見・論評の前提となる事実について、真実の証明（真実性）もしくは真実と信ずるについて相当の理由の存在を必要（相当性）とするとしたうえで、さらに加えて、意見・論評が人身攻撃に及ぶなど意見・論評の域を逸脱しないことを要するとしているのである²⁵⁾。これは「名誉毀損についての従来の判例理論と〔英米法上の〕公正論評の法理とを結合」²⁶⁾した、「我が国における公正な論評の法理」²⁷⁾だといってよい。ただこれに対しては、英米法上の考え方と比べると、表現の自由の保障という観点から不十分ではないかとの批判もみられる²⁸⁾。

右のような日本流の「公正な論評」の法理については、事実の摘示か意見の公表かの区別をどうするかなど、同法理の適用上の問題点も指摘されており、今後の判例の積み重ねが期待される。本件事案もそうした流れのなかに位置づけられる。

（3）マス・メディア報道による教師への「萎縮」効果

先述の長崎教師批判ビラ事件・最高裁判決（前掲①判決）については、これまで多数の解説・評釈が加えられてきた。当然のことながら、そこでは名誉毀損の法理に関する分析に主眼が置かれている。本件判決も、それに倣い「我が国における公正な論評の法理」を採用した下級審の一事案と評することが許されよう。

ただ、ここでは少し角度を変えて、本件判決を、近時大きく紙面を賑わせている教師批判の流れに位置づけて考えてみたい。こうした視点からすると、判旨のような捉え方には、若干の疑問が残る。なぜなら、マス・メディアの報道は、現場の教師の教育活動に対して、ある種の「萎縮」効果を与えるかねないものであり、その点について判旨では十分注意が払われていないように思えるからである。教師に対するマス・メディアの行き過ぎた発言を放置すれば、自由でかつ創造的な教育実践は妨げられることになりはしないか。以下、三点ばかり指摘する。

たしかに本件の場合、反論を一切許さない当該教師の姿勢については非難されてよく、そうした教育現場の問題を実態として報道し、社会の注意を喚起しようとした被告（被控訴人）新聞社の主張は賛同できる。裁判所も本件記事の公益性を認め、最高裁（前掲①判決）が示した免責の要件に依拠して、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、…(中略)…故意又は過失は否定される」とした。

ここで述べられているように、マス・メディアによる教師批判が、表現の自由の名の下にすべて許されるわけではなく、教師に対する人身攻撃など論評の域を逸脱した記述は許されない。しかしながら、一見、人身攻撃には結びつかないと思われるものであっても、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならない」（旭川学力テスト事件最高裁判決）とすれば、それが間接的にせよ教師の人格にかかわってくる場合もあると考えられる。それらに対して、人身攻撃ではなく教育活動についての論評であるからすべて許されるというのは、やや形式的すぎるのではなかろうか。何にしても、「論評としての域」をどのように判断するかにより、結論が大きく左右されるであろう。

また、教師は教育公務員であることから、ともすれば批判的論評の対象とされやすい。そのこと自

体は教師としての職務の性格上やむをえない部分もある。だからといって言いたい放題にまかせておくとすれば、「『公務員』および『公的人物』は切り捨て御免ということになりかねない」²⁹⁾。特に、それが「弱小公務員である小学校教員」³⁰⁾である場合には尚更ではなかろうか。最近の「モンスター・ペアレント」の例を引き合いに出すまでもなく、かつて「聖職者」と呼ばれた教師像は見る影もなくなりつつある。教師への負担は増えるいっぽうである。こうした教師の職務内容のひろがり、教師に対する人々の意識の変化も、論評の公正さを判断する一つの考慮事項とされてよいのかかもしれない。

さらには付け加えれば、マス・メディアの報道によってある種のレッテルを張られる危険性も指摘できよう。本件において、原告（控訴人）は次のように主張していた。すなわち、本件記事で名指しにされている教師のほとんどが、日の丸・君が代に対して批判的な意見を有している者であり、つまりこの日の丸・君が代に反対する教師、教職員組合を誹謗中傷することに記事の主眼があったのではないかというのである。これについては、裁判所さえも、確かに記事にはそのような側面があることは否定できないとしている点が目を引く。教師の特定の思想的立場を糾弾するような記述は、意見論評の域を逸脱し、教師の思想・内心の自由を侵害する懼れすらある。

以上の通り、本件判決に対しては、右のような若干の疑問を残しつつも、民主主義社会における表現の自由の意義を重視する観点に立ち、総じてマス・メディアの表現の自由を尊重した判旨は正当であったといえる。ただ、本件事案のように、教師の名誉権とマス・メディアの表現の自由とが問題となる際には、教育「公務員」だからというのではなく、教師の実情を十分踏まえた判断が必要とされるのではないかという認識から、若干の疑義を呈した次第である。

現在のように、「最高裁の名誉毀損に関する法理が一方的に表現の自由に有利に展開しているというわけではない」³¹⁾ 状況からすれば、一方では表現の自由を強調しつつ、他方でしかし、例えば教師（教育公務員）の職務の特殊性など、公共性の性質の相違に配慮するといった、困難な両面作戦が課せられているといえよう。

最後に、名誉毀損をめぐる当事者間の争いとは直接的には関係のない、一般市民の権利意識の向上も不可欠であることを言い添えておきたい。つまり、「記事に関する『世間の目』があるはずだと予見するからメディアは記事を流」し、それに対して記事を流された側は「自分の『世間体』が気になり、それによって自分の名誉が傷つけられたと感じる」³²⁾ のであり、帰するところ名誉毀損の問題は市民の意識如何に大きく依拠するのである。

おわりに

本小論では、大手新聞社による教師批判記事事件を手がかりとして、教師への批判と名誉毀損をめぐる問題について若干の検討を試みた。特に、当該事案の概要や先行判例に言及しながら、教師の人格権・名誉権とマス・メディアの表現の自由について、主として憲法学の見地から理論的検討を行った。

教師に対する公正な「批判」が否定されるいわれはない。教育は個人の人格形成に密接にかかわるものであり、さらに民主主義社会の維持に不可欠なものである。そうした教育の本質的意義に鑑みれば、国民が正確な情報に基づき、るべき公教育の姿を論じることが重要である。その一環として、教師の教育方法に非難の矛先が向かう場合も当然あろう。その際、教育内容や教育方法など学校現場に関する具体的な報道は欠かせない。時には、それが教師や学校にとって都合の悪いことであるかもしれない。しかし、こうした公正な「批判」を通じてこそ、子どもの教育を受ける権利（日本国憲法第26条）は充足されていくこととなる。

本件判決は、その意味で、あらためて公教育の意味と教師の役割を考える契機となったといえば、言い過ぎであろうか。名誉毀損に対する免責法理の検討は、つまるところ民主主義の基盤である「表

現の自由」を再検討することでもある。最高裁判事を務めた団藤重光博士は、戦後の早い時期に、名誉毀損の免責条項が刑法に追加されたことを受けて、次のように述べていた。日本国憲法が保障する表現の自由の意義についても考えさせられる一文である。

「〔刑法第 230 条の 2 の〕運用の結果は、日本の民主主義のバロメタアとしての意味をもつであろう。国民は、こうした規定によって、民主主義の利器をあたえられた。この利器をうまくつかいこなせば、日本の民主主義は一そう発育するであろうし、そのつかい方を知らなければ、日本の民主主義は芽をついばまれてしまうであろう。」³³⁾

ともすれば、濫用されがちなこの利器を、はたして我々はうまく用いることができるだろうか。その答えを出すには、今しばらく時間がかかりそうである。

注

- 1) これらの数値については、さしあたり窪田真二監修『教育課題便覧〈平成 19 年版〉』(2006、学陽書房) に依拠した。他方で、「指導力不足」の認定の主觀性が問われていることも忘れてはならない。この点を含め、教師のおかれた現在の状況を考察するものとして、油布佐和子編『転換期の教師』(2007、放送大学教育振興会) が参考になる。
- 2) 本件判決については、判例時報 1959 号 30 頁。一審の東京地裁平成 18 (2006) 年 5 月 29 日判決については、判例タイムズ 1213 号 189 頁を参照。
- 3) 五十嵐清『人格権法概説』(2003、有斐閣) 67 頁。
- 4) 最高裁判所民事判例集 43 卷 12 号 2252 頁。判例時報 1354 号 88 頁、判例タイムズ 731 号 95 頁。
- 5) 判例時報 1385 号 82 頁、判例タイムズ 766 号 257 頁。判決に対する評釈として、長尾英彦「教師の教育内容批判と名誉毀損」中京法学 27 卷 2 号 (1992) 41 頁。
- 6) 本稿で取り上げた産経新聞社説記事事件に先立ち、プリントを配布された保護者が当該教師を相手取って名誉毀損の訴えを提起している。一審・東京地裁は保護者の請求を一部認容したが、東京高裁は教師のプリント配布行為は公権力の行使にあたり、公務員個人はその責を負わないとして、保護者の請求を認めなかつた(高裁判決については、判例タイムズ 1057 号 159 頁)。高裁判決の判例評釈として、星野豊「公立学校教員の名誉毀損行為に関する国家賠償責任と個人責任」坂田仰 / 星野豊編『学校の基本判例』(2004、学事出版) 40 頁以下。
- 7) 米沢広一『憲法と教育 15 講』(2005、北樹出版) 163 頁。
- 8) 米沢・前掲書、169 頁以下。もちろん、子ども自身の権益を保護するという視点を無視してよいはずがなく、これら親の拒否権等は、無条件で認められる趣旨でないことに留意すべきである。
- 9) 兼子仁編『教育判例百選(第三版)』(1992、有斐閣) 53 頁(今橋盛勝執筆)。
- 10) 鈴木勲編『逐条 学校教育法〔第 6 次改訂版〕』(2006、学陽書房) 283 頁。
- 11) 校長から学級担任を外され専科教員を命じられた教諭が、校長の処置を違法として争った最近の事案において、名古屋地方裁判所は「校長が、個々の教員に対して学級担任を命ずるか否かを決定するためには、学校教育の目的が効果的かつ円滑に実施されるように、当該学校に配置された個々の教員の能力、適性、性格等の各種の要素、他の教員との協調性、児童、保護者との信頼関係及びその他一切の事情を総合考慮することが必要であるから、右の権限の行使は校長の裁量にゆだねられているものというべきである」として、教諭の訴えを斥けている。名古屋地裁平成 11 (1999) 年 11 月 17 日判決(判例時報 1714 号 121 頁)。
- 12) 表現の自由をめぐる学説上の対立については、さしあたり松井茂記『マス・メディアの表現の自由』(2005、日本評論社) 52 頁以下を参照。また、筆者の表現の自由に対する考え方については、拙稿「情報教育－シティイズンシップの育成に向けて『表現の自由』の意味を問い合わせ直す」シティイズンシップ研究会編『シティイズンシップの教育学』(2006、晃洋書房) 128 頁を参照されたい。
- 13) 米沢・前掲書、180 頁。各国の比較研究を含む論稿として、伊藤公一「教員の教育の自由」『教育法の研究』(1981、法律文化社) 144-197 頁を挙げておく。
- 14) 最高裁判昭和 51 (1976) 年 5 月 21 日判決(最高裁判所刑事判例集 30 卷 5 号 615 頁)。判例時報 814 号 33 頁、判例タイムズ 336 号 138 頁。本判決に対する判例評釈・解説については枚挙に遑がない。
- 15) 坂田仰『学校教育紛争』(2007、春風社) 192 頁。
- 16) 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)〔増補版〕』(2000、有斐閣) 347 頁以下、佐藤幸治『憲法〔第三版〕』

- (1995、青林書院) 451 頁、野中俊彦ほか『憲法 I [第 4 版]』361 頁(中村睦男執筆)。
- 17) 芦部・前掲書、348 頁。浦部法穂『全訂 憲法学教室』(2000、日本評論社) 155 頁。
- 18) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第四版』(2007、岩波書店) 178 頁。
- 19) 刑法第 230 条の 2 は、昭和 22(1947) 年の改正で加えられた。平川教授によれば、この条項の追加は GHQ の指示によるものであり、名誉毀損罪と表現の自由との関係について十分検討されたものとはいえない、「根本的に再検討される必要がある」という(平川宗信『名誉毀損罪と表現の自由』(1983、有斐閣) 43 頁)。また奥平教授によれば、追加された刑法の規定が、表現の自由のために改正されたかのように見なされがちであるが、実際は「明治以降この国を支配してきた新聞紙法(1909 年法 41 号)および出版法(1893 年法 15 号)両法の廃止とともにう補正修復を眼前にしておこなわれた、立法化措置にすぎない」として、戦後の刑法改正作業を過小評価される(奥平康弘「日本国憲法の過少な配分」『憲法裁判の可能性』(1995、岩波書店) 167、173 頁)。
- 20) さしあたり、大村敦志『基本民法 II 債権各論(第 2 版)』(2005、有斐閣) 204 頁。最近の研究として、山口成樹「名誉毀損法における事実と意見(1)~(3)」都立大学法学会雑誌 35 卷 1 号~同 36 卷 2 号(1994~1995) など。
- 21) 堀内明「公正な論評」竹田稔 / 堀部政男編『名誉・プライバシー保護関係訴訟法』(2001、青林書院) 34 頁。
- 22) 幾代通「アメリカ法における名誉毀損と Fair Comment」末延三次先生還暦記念『英米私法論集』(1963、東大出版会) 26 頁。
- 23) この判決を下した裁判官による研究書として、竹田稔『〔増補改訂版〕プライバシー侵害と民事責任』(1998、判例時報社) がある。
- 24) なお、論者のなかには、前掲①判決において、最高裁判所が「ともかくもある程度とともに、この理論と付き合うことになった」とする見解もみられる。奥平康弘『ジャーナリズムと法』(1997、新世社) 169 頁。
- 25) これら両者の違いを含め、名誉毀損の免責法理に関する研究として、竹田・前掲書、292 頁以下のほか、宮原守男監修『名誉毀損・プライバシー』(2006、ぎょうせい) 65 頁以下が詳しい。
- 26) 市川正人『表現の自由の法理』(2003、日本評論社) 322 頁。
- 27) 堀内・前掲論文、44 頁。
- 28) 高橋和之ほか編『憲法判例百選 I [第 5 版]』(2007、有斐閣) 147 頁(長岡徹執筆)。
- 29) 尾吹善人『日本憲法』(1990、木鐸社) 258 頁。ただし、この指摘は、被害者たる公務員の側に、発言者の名誉毀損的発言に「現実の悪意(actual malice)」があったことを立証しなければならないとする、アメリカ連邦最高裁の考え方に対して述べられたものである。なお、そうした考え方が示されたのは、有名な 1964 年のニューヨーク・タイムズ事件判決においてである(New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254)。
- 30) 五十嵐清「判批」ジュリスト増刊『重要判例解説』80 頁。同様に、公選による公務員(強い公務員)と弱い公務員との違いを区別するものとして、堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』(2005、有斐閣) 71 頁(渋谷秀樹執筆)。なお、教育法学の代表的な見解によれば、「学校教師の職責が社会的に重要であるがゆえに、その身分や待遇には特別な保護がなされなければならない」のである。兼子仁『教育法〔新版〕』(1978、有斐閣) 328 頁。
- 31) 市川正人「マス・メディアの表現・報道の自由の限界」渡辺武達 / 松井茂記・責任編集『メディアの法理と社会的責任』(2004、ミネルヴァ書房) 31 頁。
- 32) 奥平・前掲書(注 24)、4 頁。
- 33) 団藤重光『刑法の近代的展開』(1948、弘文堂) 251 頁。